

シリーズ「自動車運転での労災を防ぐ」

(その6) アルコール依存症

このシリーズ「自動車運転での労災を防ぐ」は、「安全運転管理者の業務の拡充等」が警察庁から発表されたことが作成のきっかけだったのですが、そもそもその発表がなされた背景には、2021年に千葉県八街市で起こった飲酒運転事故があります。

その事故とは、トラックが下校中の小学生の列に突っ込み、2人が死亡、3人が重傷を負う、という悲惨なものでした。事故を起こしたドライバーは飲酒して居眠り運転をしていました。そのドライバーは日頃から勤務中の飲酒を繰り返していましたが、企業はドライバーに注意するだけで、運転前にアルコールチェックを行うなどの対策をしていませんでした。

そこで国は道交法改正に踏み切り、安全運転管理者の業務にはアルコールチェックが追加されたのです。

このように世間はアルコールに厳しくなったにもかかわらず、いまだに、運転手がアルコールチェックに引っ掛かったり、引っ掛からないようごまかそうとしたり、業務で運転はしなくても通勤で運転する人が酒臭かったりするかもしれません。そんな場合は、「この人はアルコール依存症という病気なのではないか？」と疑って、専門の医療機関の受診を勧めるとよいかもしれません。鹿児島県内でもアルコール依存症の専門の精神科病院があります。また鹿児島産業保健総合支援センターにはそういった病院の医師も相談員として在籍していますので、職場の総務や上司という立場で無料電話相談(099-252-8002)してみるのもよいでしょう。

